

山武市地域防災計画

(令和8年修正)

新旧対照表

新旧対照表

ページ (旧)	項目	改定理由	改定 (案)	現 行																
改定表		改定の実績追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定年月</th> <th>改定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>・組織の変更 ・現状との整合</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月</td> <td>・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との整合</td> </tr> <tr> <td>令和8年〇月</td> <td>・水防法に基づく「高潮浸水想定区域の指定」 ・千葉県地域防災計画の改正</td> </tr> </tbody> </table>	改定年月	改定理由	令和5年3月	・組織の変更 ・現状との整合	令和7年3月	・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との整合	令和8年〇月	・水防法に基づく「高潮浸水想定区域の指定」 ・千葉県地域防災計画の改正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定年月</th> <th>改定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>・組織の変更 ・現状との整合</td> </tr> <tr> <td>令和7年3月</td> <td>・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との正剛</td> </tr> </tbody> </table>	改定年月	改定理由	令和5年3月	・組織の変更 ・現状との整合	令和7年3月	・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との正剛		
改定年月	改定理由																			
令和5年3月	・組織の変更 ・現状との整合																			
令和7年3月	・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との整合																			
令和8年〇月	・水防法に基づく「高潮浸水想定区域の指定」 ・千葉県地域防災計画の改正																			
改定年月	改定理由																			
令和5年3月	・組織の変更 ・現状との整合																			
令和7年3月	・法の改正 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 ・現状との正剛																			
計画全部	全 13 箇所	県との整合	平時	平常時																
		組織の改編	学校教育課	子ども教育課																
			自治振興課	市民自治支援課																
			施設班【財政課、資産経営課】 さんぶの森公園管理課	施設班【財政課 (新設課を追加)】 (新設)																
総-3	第2 計画の構成	付編「高潮対策計画」の追加	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">風水害等編</td> <td>第1章 災害予防計画</td> <td>防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害応急対策計画</td> <td>災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害復旧・復興計画</td> <td>被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。</td> </tr> <tr> <td>付 編 高潮対策計画</td> <td>高潮に関する気象情報が発表されたときの対応を定める。</td> </tr> </tbody> </table>	風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。	付 編 高潮対策計画	高潮に関する気象情報が発表されたときの対応を定める。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">風水害等編</td> <td>第1章 災害予防計画</td> <td>防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害応急対策計画</td> <td>災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害復旧・復興計画</td> <td>被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。</td> </tr> </tbody> </table>	風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。
風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。																		
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。																		
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。																		
	付 編 高潮対策計画	高潮に関する気象情報が発表されたときの対応を定める。																		
風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防策を定める。																		
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。																		
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。																		
総-6	1 (1) 風水害への対応	<p>気象庁の用語に整合</p> <p>台風の接近による高潮災害の追加</p>	<p>令和元年の一連の風水害において、市内全域で停電・断水が発生した。特に山武地区では、停電とこれに伴う地下水利用世帯の断水が2週間近くに及び、丘陵地域では土砂崩れが発生、作田川や木戸川の越水による住家の床上・床下浸水、道路の冠水と崩壊が発生した。</p> <p>今後も地球温暖化に伴う気象の変動により、強い勢力を維持したままの台風の接近、線状降水帯、局地的大雨による高潮災害、土砂災害、洪水が想定される。</p> <p>このため、源川調整池の整備、河川の改修等を県に要請するとともに長期停電における避難所の電力確保、救援物資の受け入れ施設等の整備を推進する。</p>	<p>令和元年の一連の風水害において、市内全域で停電・断水が発生した。特に山武地区では、停電とこれに伴う地下水利用世帯の断水が2週間近くに及び、丘陵地域では土砂崩れが発生、作田川や木戸川の越水による住家の床上・床下浸水、道路の冠水と崩壊が発生した。</p> <p>今後も地球温暖化に伴う気象の変動により、強い勢力を維持したままの台風の接近、線状降水帯、ゲリラ豪雨による土砂災害、洪水が想定される。</p> <p>このため、源川調整池の整備、河川の改修等を県に要請するとともに長期停電における避難所の電力確保、救援物資の受け入れ施設等の整備を推進する。</p>																
総-13	第6 1	名称変更	<p>NTT東日本株式会社</p> <p>NTTドコモビジネス株式会社</p>	<p>東日本電信電話株式会社</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ</p>																
総-18	第9 市民及び事業	避難所運営委員	3 区・自治会・自主防災組織	3 区・自治会・自主防災組織																

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行																		
	所等	会の役割を追加	(略) 4 避難所運営委員会 (1) 普段からの避難所の開設・運営に関する訓練及び、災害時の円滑な避難所開設・運営への協力に関すること。 (2) 隣接避難所及び地域の区・自治会との連携による避難者支援への協力に関すること。 5 ボランティア団体 (略)	(略) 4 ボランティア団体 (略)																		
総-22	1 人口	新たな数値	本市の人口と世帯数は、令和8年4月1日現在、46,556人、22,742世帯である。市域の人口は平成12年の国勢調査では6万人を超えてピークを迎えたが、その後は減少傾向に転じている。今後も人口の減少は続くものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では令和27年には3万人を下回り、令和47年には15,000人程度にまで減少すると予測されている。 人口の減少とともに高齢化率の上昇が続いており、令和8年の高齢化率は38.5%に達する。これは、千葉県平均(27.6%)及び全国平均(29.5%)を大きく上回っている。今後もこの傾向は継続するものと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている基礎データを元にした推計では、令和22年には高齢者数が生産年齢人口数を上回るとの結果が出ている。	本市の人口と世帯数は、令和6年12月1日現在、47,784人、22,787世帯である。市域の人口は平成12年の国勢調査では6万人を超えてピークを迎えたが、その後は減少傾向に転じている。今後も人口の減少は続くものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では令和27年には3万人を下回り、令和47年には15,000人程度にまで減少すると予測されている。 人口の減少とともに高齢化率の上昇が続いており、令和6年の高齢化率は35.8%に達する。これは、千葉県平均(27.6%)及び全国平均(29.1%)を大きく上回っている。今後もこの傾向は継続するものと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている基礎データを元にした推計では、令和22年には高齢者数が生産年齢人口数を上回るとの結果が出ている。																		
総-25～27	3 風水害の履歴	前回改訂からの履歴追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>種 別</th> <th>総雨量</th> <th>時間最大雨量</th> <th>被害状況</th> <th>データ出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月31日</td> <td>突風</td> <td></td> <td></td> <td>一部損壊5件</td> <td>山武市</td> </tr> <tr> <td>令和8年2月8日</td> <td>大雪</td> <td></td> <td></td> <td>軽症者1</td> <td>山武市</td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典	令和7年10月31日	突風			一部損壊5件	山武市	令和8年2月8日	大雪			軽症者1	山武市	表の末尾に追加
年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典																	
令和7年10月31日	突風			一部損壊5件	山武市																	
令和8年2月8日	大雪			軽症者1	山武市																	
総-30～37	第2 洪水浸水の想定	県の「高潮浸水想定区域」の発表による。	第2 洪水浸水の想定 第3 高潮浸水の想定 (付紙第1「高潮浸水想定」) 第4 土砂災害の想定	第2 洪水浸水の想定 第3 土砂災害の想定 第4 大規模事故の想定																		

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行
			第5 大規模事故の想定	
総-35	第3 土砂災害の想定	県との整合	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 360箇所(うち土砂災害特別警戒区域 353箇所)を指定し、	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 220箇所(うち土砂災害特別警戒区域 217箇所)を指定し、
地・津-3	1 ハザードマップ等による防災への意識付けと知識の普及・啓発	現状との整合	1 WEB版ハザードマップ等による防災への意識付けと知識の普及・啓発 消防防災課は、市民等が災害を正しく恐れ、防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市の広報紙、ホームページ、WEB版ハザードマップ等により、防災意識の向上と防災知識の普及と啓発に努める。 特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 WEB版ハザードマップについては、適宜に改訂を行い公開する。	1 ハザードマップ等による防災への意識付けと知識の普及・啓発 消防防災課は、市民等が災害を正しく恐れ、防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市の広報紙、ホームページ、ハザードマップ等により、防災意識の向上と防災知識の普及と啓発に努める。 特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 ハザードマップについては、「 山武市ハザードマップ(地震・津波編) 」及び「 山武市ハザードマップ(洪水・土砂災害編) 」を適宜に改訂を行い配布する。
地・津-17 ~18	第3 ライフライン	県の計画との整合 代替水源の確保を追記	1 水道施設 (1) 上水道施設(略) (2) 代替水源の確保 市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。	1 上水道施設(略)
地・津-19	第I 出火防止 (1) 一般家庭に対する指導 最後から2行目	感震ブレーカーの設置を推進するため	さらに、復電時における通電火災を防止するため、市民に対して感震ブレーカーの設置に関する啓発や関係機関と連携により、通電火災防止対策を推進する。	さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携により、通電火災防止対策を推進する。
地・津-25	(3) 情報の共有	県の計画との整合	消防防災課は、国の「物資システム(B-PLo)」を活用し、備蓄倉庫ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努め災害時における国、県からの支援の効率化	消防防災課は、国の「物資調達・輸送調整システム、に備蓄情報や物資集積所(地域内輸送拠点)等を登録し、災害時における国、県からの支援の効率化を図る。

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行										
			を図るとともに、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。											
地・津-28	第5 ボランティア受入れのための環境整備	県の計画との整合	3 ボランティアの育成 (略) 4 平時の連携 市は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。	3 ボランティアの育成 (略)										
地・津-30	2 個別避難計画の作成等	災害対策基本法に合致	(3) 作成方法 消防防災課、社会福祉課、高齢者支援課は、上記に該当する避難行動要支援者や 避難支援等に携わる関係者に対し 個別避難計画の制度(目的、利用方法等)を説明・ 周知 し、区・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携して個別避難計画を作成する。 作成後、計画の内容に変更が生じた場合には適切に更新する。	(3) 作成方法 消防防災課、社会福祉課、高齢者支援課は、上記に該当する避難行動要支援者や個別避難計画の制度(目的、利用方法等)を説明し、区・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携して個別避難計画を作成する。 作成後、計画の内容に変更が生じた場合には適切に更新する。										
地・津-41 ~44	〈災害対策本部の組織〉〈災害対策本部事務分掌〉	組織改編のため	付紙第2 〈災害対策本部の組織〉 〈災害対策本部 事務分掌〉											
地・津-47	第1 情報連絡体制の確立	県の計画との整合	(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム・ 総合防災情報システム(SOBO-WEB) 県が設置している千葉県防災行政無線等(地域衛星通信ネットワーク)により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。	(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム 県が設置している千葉県防災行政無線等(地域衛星通信ネットワーク)により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。										
地・津-48	<地震に関する情報の種類>	県の計画との整合	<table border="1"> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度6弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。</td> </tr> </table>	震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。	震源・震度情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度6弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。	<table border="1"> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。</td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。</td> </tr> </table>	震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。
震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。													
震源・震度情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度6弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。													
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。													
震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。													
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)。													

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行																						
地・津-49	2(2) <津波情報の種類>の表	気象庁の内容と整合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。</td> </tr> <tr> <td>各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。	各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。</td> </tr> <tr> <td>各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを公表。</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。	各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを公表。	津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。
種類	内容																									
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。																									
各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。																									
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。																									
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。																									
種類	内容																									
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表。																									
各地の高潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の高潮時刻・津波の到達予想時刻を公表。																									
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを公表。																									
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表。																									
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表。																									
地・津-49	2(3) <津波予報の発表基準と発表内容>の表	気象庁の内容と整合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を公表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。</td> </tr> </tbody> </table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を公表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を公表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。</td> </tr> </tbody> </table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を公表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。						
発表される場合	内容																									
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を公表。																									
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。																									
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。																									
発表される場合	内容																									
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を公表。																									
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を公表。																									
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を公表。																									
地・津-50	津波警報等の伝達系統	県の修正要望	付紙第3「伝達系統図」による。																							
地・津-63	第5節 地震避難対策	災害の規模によっては、全庁での対応となるため。	※ 避難所運営班とは、避難所開設・運営のため配置された職員をいう。	※ 避難所運営班とは、避難所開設運営のため配置された要配慮者班、教育班をいう。																						
地・津-66	第2 避難所の開設	県の計画との整合	<p>1 避難所の開設</p> <p>本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、市内で震度5強以上を観測した場合は、避難所開設責任者があらかじめ指定されている避難所に自動的に参集し、施設管理者等と協力して避難所を開設する。</p> <p>避難所を開設したときは、本部班は関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告する。</p>	<p>1 避難所の開設</p> <p>本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、市内で震度5強以上を観測した場合は、避難所開設責任者があらかじめ指定されている避難所に自動的に参集し、施設管理者等と協力して避難所を開設する。</p> <p>避難所を開設したときは、本部班は避難所開設の状況を県に報告する。</p>																						
地・津-66	第3 避難所の運営 1 避難所運営体制 (1) 避難所運営	県の計画との整合	<p>ウ 運営組織には、男女ともに参画し男女双方の視点から男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品等の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て</p>	<p>ウ 運営組織には、男女ともに参画し男女双方の視点から男女のニーズの違い等に配慮する。</p>																						

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行
			て家庭に配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。	
地・津-67	4 要配慮者への支援	介護犬等の避難所における取り扱いについて追記	(1) 避難生活での配慮 要配慮者班及び避難所運営班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。 また、可能な限り福祉職等を配置し、福祉関係団体と連携して相談や介護等の支援を行う。介助犬、盲導犬、聴導犬ユーザーの避難所への受け入れについては、努めて専用スペースにルームテントを設置する等により介助犬、盲導犬、聴導犬の生活支援活動を阻害することがないように配慮する。	(1) 避難生活での配慮 要配慮者班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。 また、可能な限り福祉職等を配置し、福祉関係団体と連携して相談や介護等の支援を行う。
地・津-68	第4 避難所の運営	県の計画との整合	1 避難確保対策(略) 2 避難所環境 市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府)、「災害時における避難所運営等の手引き」により規定された避難所環境の確保に努めるものとする。 3 避難所の対策(略)	1 避難確保対策(略) 2 避難所の対策(略)
地・津-70	第6節 津波避難対策	「津波防災地域づくりに関する法律」で、地域防災計画に記載を義務化しているため。	第1 津波避難区域 第2 津波警戒避難体制 (1) 避難施設 (2) 避難経路 (3) 津波避難訓練 第3 津波避難情報の伝達 ※記述要領は、令和8年2月頃の県の「地域防災計画」改訂に準ずる。	第1 津波避難区域 第2 津波避難情報の伝達

ページ (旧)	項目	改定理由	改定 (案)		現 行
地・津-71	4 避難場所の開錠	開錠を担当する職員の、生命の安全確保を優先するため。	平日夜間及び休日において、震度5以上の地震、又は、津波注意報以上の津波に関する情報が発表された場合、 原則として 指定されている津波避難場所の開錠担当職員が津波避難場所の施設の開錠を行い、避難者を受け入れるものとするが、 津波により自己の生命が危険であると判断される場合は、自らの避難行動を優先する。		平日夜間及び休日において、震度5以上の地震、又は、津波注意報以上の津波に関する情報が発表された場合、指定されている津波避難場所の開錠担当職員が津波避難場所の施設の開錠を行い、避難者を受け入れる。
地・津-72	2 初動医療体制 (1) 救護本部の設置	県の計画との整合	市内で震度5強以上を観測した場合、保健班は成東保健福祉センターに救護本部を設置し、 県保健医療福祉調整本部、山武地域合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係機関と連携した医療救護活動を推進する。		市内で震度5強以上を観測した場合、保健班は成東保健福祉センターに救護本部を設置し、県の災害医療本部及び山武郡市合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係機関と連携した医療救護活動を推進する。
地・津-72	(3) 救護所の設置 (救護所の区分・場所等)	施設の利便性に基づく運用の変更	医療救護所	松尾IT保健福祉センター さんぶの森中央会館 蓮沼交流センター	医療救護所 松尾IT保健福祉センター さんぶの森中央会館 蓮沼スポーツプラザ
地・津-74	2 防疫活動 (2) 消毒の実施	県の計画との整合	保健班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 住宅等は、防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区・自治会、自主防災組織等を通じて薬品を配布し、市民が散布するよう指導を行う。また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。 その他、保健所(健康福祉センター)が、感染症予防上必要と認め、感染症法第27条に基づき防疫に関わる命令を発令した場合はこれに従う。 上記命令によっても、感染症の発生及びまん延を防止することが困難であると県が認め、感染症法第27条第2項の規定により、消毒の指示があった場合はこれに従う。		保健班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 住宅等は、防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区・自治会、自主防災組織等を通じて薬品を配布し、市民が散布するよう指導を行う。また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行
			市では消毒することが困難と判断される場合には、保健所等に消毒を要請する。	
地・津-76	第2 遺体の処理・埋火葬	「防災基本法」に準じた記載	1 遺体の安置、処理 多数の遺体がある場合は必要に応じ、災害対策本部の判断により災害対策本部が警察署の協力を得て遺体安置所（警察による遺体の身元確認や検視・死体調査のほか、医師等による検案や処理、遺族への引き渡し等を一括で行う場所）を公共施設等に開設する。	1 遺体の安置、処理 多数の遺体がある場合は必要に応じ、災害対策本部の判断により災害対策本部が警察署の協力を得て遺体安置所（警察による遺体の身元確認や検視のほか、医師等による検案や処理、遺族への引き渡し等を一括で行う場所）を公共施設等に開設する。
地・津-76	第2 遺体の処理・埋火葬 2 遺体の搬送	自衛隊の任務として遺体の搬送が該当しないため。	引き渡した遺体の火葬場等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。ただし、遺族による搬送が困難なときは、市民班が葬儀業者等に協力を要請する。	引き渡した遺体の火葬場等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。ただし、遺族による搬送が困難なときは、市民班が葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。
地・津-91	2 応急教育	県の計画との整合	(3) 避難所との区分 (略) (4) 教員等の確保 教員等の被災により、市内での対応が困難で授業の再開に支障を来す場合、県を通じ被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用した災害時学校支援チームの派遣を要請する等により、早期の授業の再開に努める。 (5) 学校給食の措置 (略) (6) 学校納付金の減免 (略)	(3) 避難所との区分 (略) (4) 学校給食の措置 (略) (5) 学校納付金の減免 (略)
地・津-94	第13節 第2 1 廃棄物の処理 (1)	県の計画との整合	さらに、市が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。 加えて、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。なお、平時から仮置場候補地を選定しておくものとする。	また、がれき等の災害廃棄物の処理が大量に発生することが予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

ページ (旧)	項目	改定理由	改定 (案)	現 行
地・津-94 ～95	第 13 節 第 2 1 廃棄物の処理	県の計画との整合	(4) 県への事務委託 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。 (5) 国による代行処理 大規模災害等により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合、環境大臣に対し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 5 の規定に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。	(3)の後に(4)(5)を追加
地・津-95	第 2 2 し尿の処理 (3)	県の計画との整合	環境保全班は、・・・収集・処理が困難な場合に、「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。	環境保全班は、・・・収集・処理が困難な場合に、 県等 に応援を要請する。
地・津-97	第 2 被災宅地の危険 度判定 2 判定の実施	区分名の修正	危険宅地・要 注意 宅地・調査済宅地	危険宅地・要 危険 宅地・調査済宅地
地・津-100	2 在宅避難者の生活支援	避難所運営委員会の設立及び避難所運営委員会も在宅避難者支援を行うため。	要配慮者班は、救援物資等を自ら取得できない在宅避難の要配慮者をリストアップし、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、 避難所運営委員会 、民生委員、消防団等の協力を得て救援物資を配布する。	要配慮者班は、救援物資等を自ら取得できない在宅避難の要配慮者をリストアップし、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等の協力を得て救援物資を配布する。
地・津-103	第 16 節 ボランティアへの対応	防災サポートボランティアを記載	第 2 ボランティア活動支援 第 3 防災サポートボランティア (1) 活動内容 避難時の車両での避難支援や避難所における受付の手伝い、避難者の相談役、小さな子供の子守等の発災当初における軽易なボランティア活動を行う。 (2) 対象者、募集及び運用等 中学生以上を対象とし、消防防災課でホームページ等により募集し、応募人員を防災サポートボランティアバンクに登録し、必要時に市からの呼びかけによりボランティア活動を行う。	第 2 ボランティア活動支援 (追 記)

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行
地・津-117	第1節第2 1(1)	気象庁の表現に修正	南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。	南海トラフ地震臨時情報(調査中) 南海トラフ想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度 の 地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。
地・津-117	第1節第2 1(2)、(3) 4カ所	気象庁の表現に修正	Mw	M
地・津-117	第1節第2 1(3)	気象庁の表現に修正	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁から発表される。	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0程度以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁から発表される。
地・津-135	第1節第2 1(1)	北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドラインによる。	Mw7以上の地震が発生した後に発生する大規模な地震(概ねMw8クラス以上)を、北海道・三陸沖後発地震(以下「後発地震」という。)という。	M7以上の地震が発生した数日程度の短い期間において、更に大きな規模の地震が続いて発生する。 この地震を北海道・三陸後発地震という。
地・津-137	説明文の上から4~5行目	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は気象庁から発表	その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。」	その後に内閣府から「 北海道・三陸沖後発地震注意情報 」当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。」
風水害等編	(目次)	高潮浸水想定区域の県の指定に伴う、風水害編付編「高潮対策計画」の作成・追記	付 編 第1節 総 則 第1 計画の目的 第2 高潮浸水想定区域の周知 第3 避難情報の発令対象区域の設定 第4 高潮予報及び避難情報の伝達手段の整備 第5 防災訓練(避難訓練) 第2節 高潮応急対策計画 第1 防災体制の確立 第2 気象情報の収集・伝達 第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保	第3節 災害復興計画……………49 (付 記)
風-13	1 防災体制	気象庁の新たな防災気象情報に基づき改訂	付紙第4「防災体制」	

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行																						
風-15	第2 災害対策本部 設置前の体制	災害対策本部設 置前の指揮につ いて明示	<p>災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。</p> <p>災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集班を設置して情報収集体制をとる。</p> <p>災害警戒配備(第2配備)により警戒活動、自主避難所開設等の初期の災害応急対策の準備や実施するための配備及び変更の指揮については市長の権限をもって行う。</p>	<p>災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。</p> <p>災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集班を設置して情報収集体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策の準備等について庁内及び関係機関と連絡、調整を行う。</p>																						
風-23	(1) 気象情報 <気象注意報・警報 の種類>	気象業務法施行 令及び計量法施行 令の一部を改正	<table border="1"> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着水、着雪、融雪、霜、低温</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、波浪、高潮、洪水</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量で100mm以上の降水が観測された場合</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける</td> </tr> </table>	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着水、着雪、融雪、霜、低温	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、波浪、高潮、洪水	記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mm以上の降水が観測された場合	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける	<table border="1"> <tr> <td>気象注意報</td> <td>風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水・着雪注意報、霜注意報、低温注意報</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報(浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる) 地面現象注意報(地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>気象警報 暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報 高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報(浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる) 地面現象警報(地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる)</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪(数十年に一度の現象)</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける</td> </tr> </table>	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水・着雪注意報、霜注意報、低温注意報	注意報	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報(浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる) 地面現象注意報(地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる)	警報	気象警報 暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報 高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報(浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる) 地面現象警報(地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる)	特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪(数十年に一度の現象)	記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着水、着雪、融雪、霜、低温																									
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮																									
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、波浪、高潮、洪水																									
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mm以上の降水が観測された場合																									
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける																									
気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着水・着雪注意報、霜注意報、低温注意報																									
注意報	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報(浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる) 地面現象注意報(地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる)																									
警報	気象警報 暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報 高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報(浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる) 地面現象警報(地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる)																									
特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪(数十年に一度の現象)																									
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合																									
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける																									
風-23	<水防活動用気象注 意報・警報の種類>	気象庁の表現に 修正	<table border="1"> <tr> <td>水防活動用氾濫注意報</td> <td>氾濫注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用氾濫警報</td> <td>氾濫警報</td> </tr> </table>	水防活動用氾濫注意報	氾濫注意報	水防活動用氾濫警報	氾濫警報	<table border="1"> <tr> <td>水防活動用洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> </tr> <tr> <td>水防活動用洪水警報</td> <td>洪水警報</td> </tr> </table>	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報														
水防活動用氾濫注意報	氾濫注意報																									
水防活動用氾濫警報	氾濫警報																									
水防活動用洪水注意報	洪水注意報																									
水防活動用洪水警報	洪水警報																									
風-23	(3) 火災気象通報	林野火災気象通 報という通報は存 在しない。	<p>銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。</p>	<p>銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。</p> <p>なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。</p> <p>子実効湿度が60%以下で最小湿度が</p>																						
	<火災気象通報の基	千葉県庁と気象	銚子地方気象台が定めた「乾燥注意報」及																							

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行
	準)	台間で取り交わした文書の内容から	び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。	30%以下になる見込みのとき —平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨(雪)を伴うときは、 火災気象通報を行わない事がある。 基準値は気象官署の値(ただし、銚子地方気象台は15メートル以上)。
風-29	2 警備体制 (1) 連絡室	新しい防災気象情報の体系整理から	県内に、大雨警報、土砂災害警報、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合	県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合
風-31	<避難情報の種類及び発令基準の目安>	避難情報に関するガイドラインの内容を引用	付紙第5「避難情報の種類及び発令基準の目安」による。	
風水害等編	(末尾)	高潮浸水想定区域の県の指定に伴う、風水害編付編「高潮対策計画」の作成・追記	別添「付編 高潮防災対策計画」	(付 記)
大事故-10	第1 基本方針	大船渡市の林野火災の発生に伴う改訂 県の計画との整合	大規模な林野火災が発生した場合、貴重な森林資源を大量に焼失するおそれがあるほか、家屋等への被害及び市町村境を越えた拡大などが懸念されるところである。 特に、令和7年2月26日に大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、火災の覚知から約2時間で延焼範囲は600ha以上にも達し、最終的には約3,370haとなる昭和39年以降では最大の林野火災となった。 市の丘陵地帯にはまとまった山林があり、これらの山林でひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動	市の丘陵地帯にはまとまった山林があり、これらの山林で火災が発生した場合には、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

ページ (旧)	項目	改定理由	改定 (案)	現 行
			<p>に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意し、林野火災に対する対策について定める。</p> <p>2 法令による規制 (略)</p> <p>3 林野火災に対する警戒の強化</p> <p>(1) 市は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、許可した火入れの情報やたき火の届出等を消防機関に共有する。</p> <p>(2) 市は、乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。</p> <p>4 林野等の整備</p> <p>(1) 市は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。</p> <p>(2) 農政課は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等に努める。</p> <p>(3) 森林所有者、林業事業者等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。</p> <p>5 消防体制の確立</p> <p>(1) 火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。</p> <p>(2) 林野火災発生時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。</p> <p>(3) 林野火災の効果的な延焼状況等の把握</p>	

ページ (旧)	項目	改定理由	改定 (案)	現 行
			<p>のため、無人航空機等の資機材及び消火に必要な林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備、点検に努める。</p> <p>(4) 市は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、必要に応じて、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。</p> <p>(5) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておくとともに、国の機関、林業事業体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。</p> <p>(6) 消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。</p>	
大事故-12	第 3 応急対策計画	県の計画との整合	<p>5 消防活動</p> <p>(1) 市は、県や林業事業者体等と連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。</p> <p>(2) 市は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を県や他の消防機関等に情報共有するとともに、早期に他の消防機関や自衛隊等に対し応援を要請する。</p> <p>(3) 消防本部及び消防団は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</p> <p>(4) 消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確認し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。 また、必要に応じて相互応援協定に基</p>	<p>5 消防活動</p> <p>消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確認し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。 また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。</p> <p>消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。 なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。 千葉県広域消防相互応援協定の基づく航</p>

ページ (旧)	項目	改定理由	改定(案)	現行																				
			<p>づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。</p> <p>(5) 消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。</p> <p>なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。</p> <p>千葉県広域消防相互応援協定の基づく航空特別応援により、千葉県消防局保有の消防ヘリコプターによる空中消火も考慮する。</p> <p>(6) 消火活動終期にあつては、空中からの探査並びに地上での警戒及び残火処理等を徹底し、確実な鎮火を行う。</p> <p>(7) 消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。</p>	空特別応援により、千葉県消防局保有の消防ヘリコプターによる空中消火も考慮する。																				
巻末-19	10 災害協定一覧	現状との整合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定の名称</th> <th>協定先</th> <th>協力項目・供給物資</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資</td> <td>災害における応急生活物資等の供給に関する協定</td> <td>(公社)千葉県エールピーガス協会</td> <td>プロパンガス、設備具等</td> <td>令和7年12月19日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日	物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(公社)千葉県エールピーガス協会	プロパンガス、設備具等	令和7年12月19日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定の名称</th> <th>協定先</th> <th>協力項目・供給物資</th> <th>締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資</td> <td>災害における応急生活物資等の供給に関する協定</td> <td>(社)千葉県エールピーガス協会 山武支部</td> <td>プロパンガス、設備具等</td> <td>平成19年3月15日</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日	物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エールピーガス協会 山武支部	プロパンガス、設備具等	平成19年3月15日
区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日																				
物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(公社)千葉県エールピーガス協会	プロパンガス、設備具等	令和7年12月19日																				
区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日																				
物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エールピーガス協会 山武支部	プロパンガス、設備具等	平成19年3月15日																				
巻末-26	【指定一般避難所】	現状と整合	「付紙第6」のとおり。																					
巻末-28	14 備蓄倉庫設置場所一覧	追加	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>成東地域</td> <td>成東高等学校</td> </tr> <tr> <td>松尾地域</td> <td>松尾高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	成東地域	成東高等学校	松尾地域	松尾高等学校																	
成東地域	成東高等学校																							
松尾地域	松尾高等学校																							
巻末-29～ 36	15 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	新たに告示	「付紙第7」を表の最後尾に追加																					

高潮浸水想定

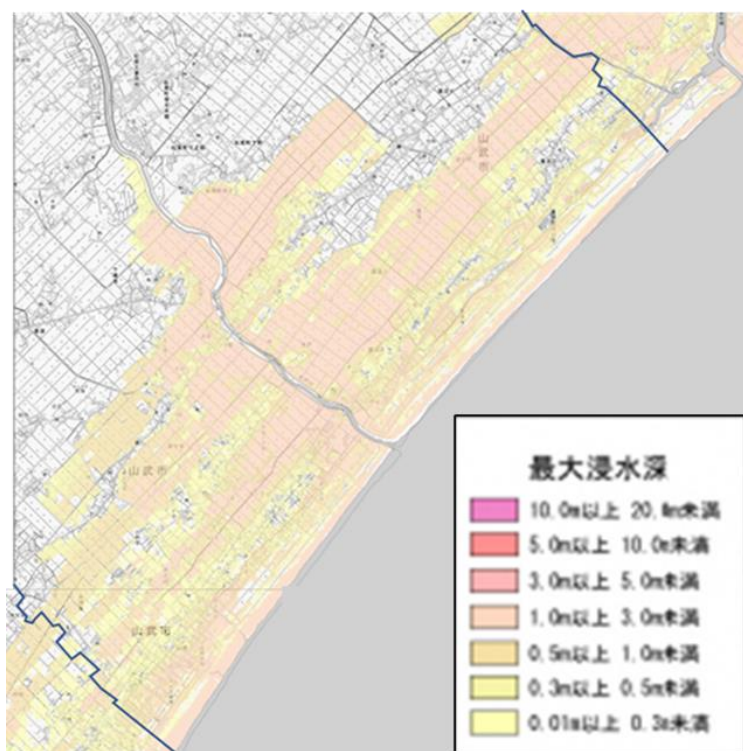
第3 高潮浸水想定

高潮浸水想定区域図は、水防法の規定に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、山武市沿岸において浸水が想定される区域での、浸水の深さ（浸水深）を表示した図面である。

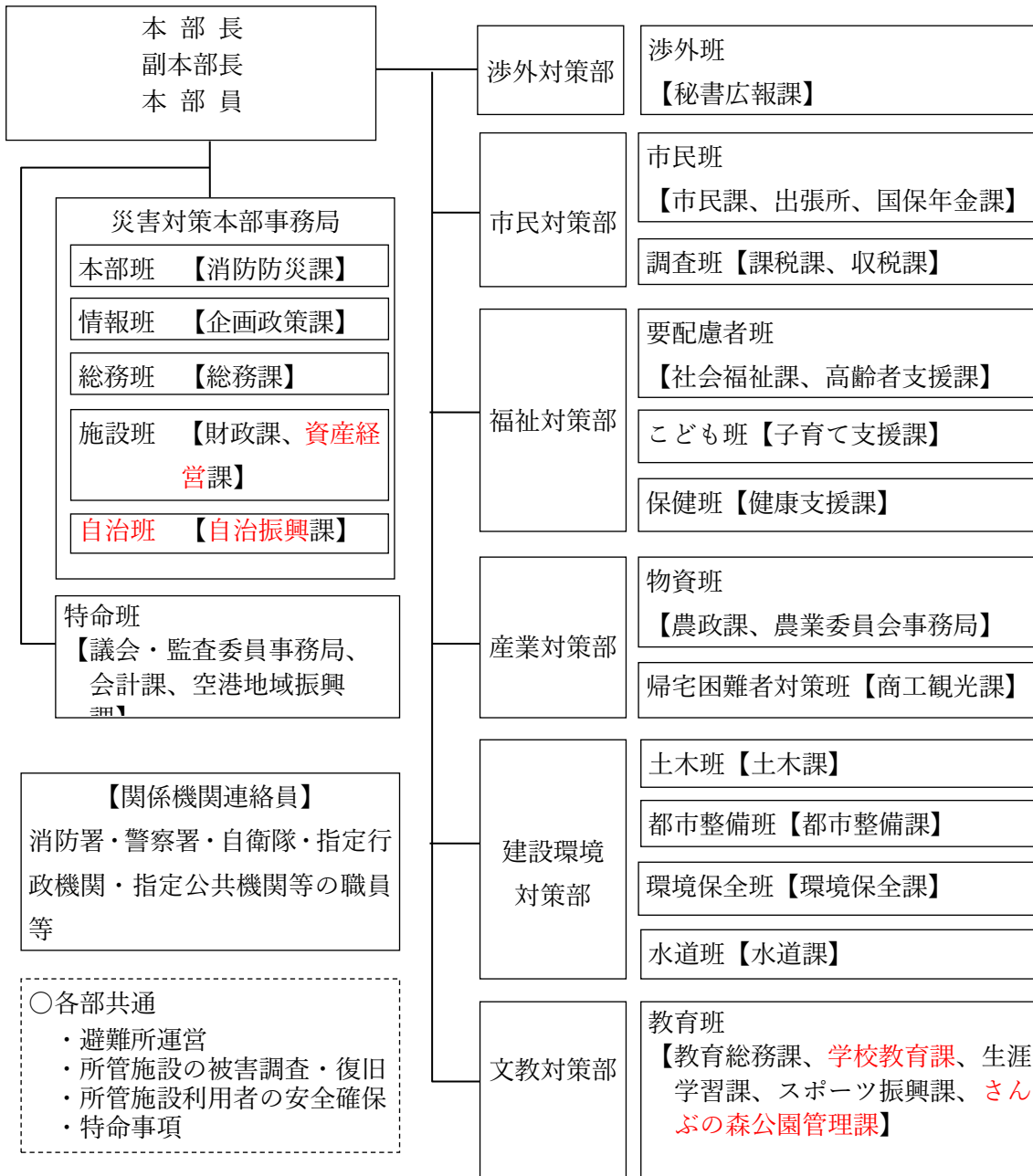
2 想定条件

- (1) 高潮浸水想定区域図は、想定最大規模の台風に伴う高潮により沿岸及び河川からの氾濫が生じた場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。
- (2) 想定最大規模の台風は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に来襲した台風の観測値から今後発生が想定される台風として設定したものであり、これよりも大きな台風が発生する可能性がないというものではない。
- (3) このシミュレーションは複数の台風の接近ルートの中から高潮水位が最大となるルートを選定しており、これにより局地的な水面の凹凸や建造等の影響により、想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合や、この高潮浸水想定区域外においても浸水が発生する可能性がある。
- (4) 基本事項
 - ◇ 作成主体及び作成年月 千葉県 令和7年6月
 - ◇ 前提となる台風
中心気圧 910hPa、最大施衝風速半径 75 km、最大移動速度 73 km/h

【高潮浸水想定区域図】



〈災害対策本部の組織〉



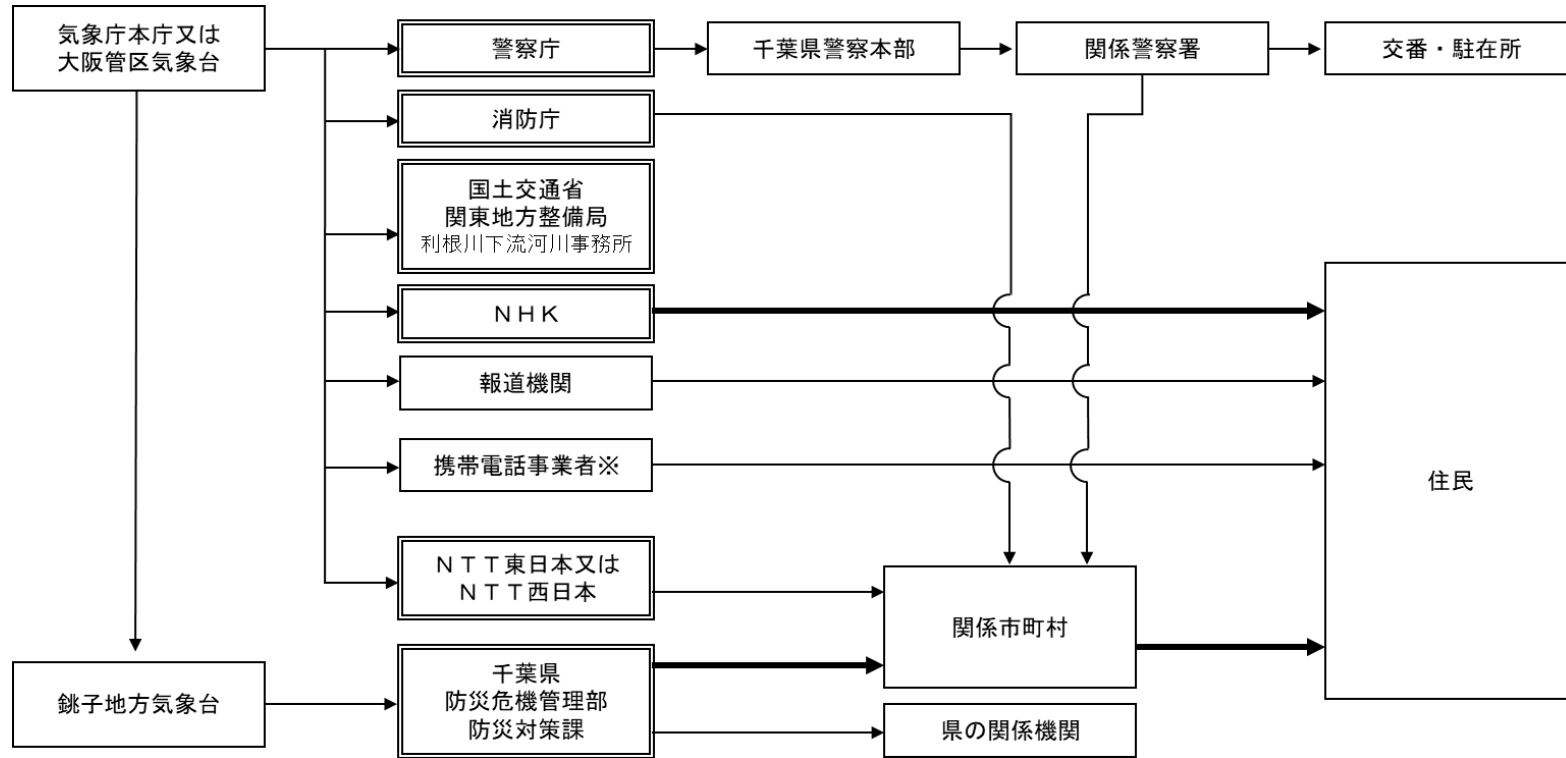
〈災害対策本部 事務分掌〉

部	班	担当	事務分掌
本部事務局	共通		本部事務局の業務に関する事。
	本部班	消防防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配備に関する事。 2 本部の設置及び運営に関する事。 3 本部長の命令及び指示の伝達に関する事。 4 気象・地震・津波・災害情報の収集及び伝達に関する事。 5 避難指示等の発令に関する事。 6 防災行政無線等の運用に関する事。 7 消防・警察その他関係機関との情報連絡及び調整に関する事。 8 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括とりまとめに関する事。 9 県本部等への報告に関する事。 10 災害救助法の適用申請に関する事。 11 国、自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請に関する事。 12 消防団の出動に関する事。 13 報道機関の問い合わせ等への対応に関する事。
	情報班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民からの被害状況の収集に関する事。 2 出張所、関係機関等からの情報の収集に関する事。 3 災害対策本部における情報のとりまとめ及び各部班への提供に関する事。
	総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の安否確認に関する事。 2 災害対策要員の配置に関する事。 3 災害対策従事者の飲料水、食料等の確保及び配給に関する事。 4 来庁者の安全確保に関する事。 5 受援に関する事。 6 被災した市町村への応援派遣に関する事。
	施設班	財政課 資産経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の移設及び庁舎機能の維持に関する事。 2 車両、燃料の確保及び緊急通行車両に関する事。 3 災害対策用仮設電話の設置要請に関する事。 4 災害対策関係予算に関する事。 5 災害関係経費の出納に関する事。
	自治班	自治振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区・自治会との連携に関する事。 2 市民の安否把握（避難先等の把握含む。）の総括に関する事。 3 人的被害調査及びとりまとめの総括に関する事。 4 ボランティア活動についての関係機関との連絡調整に関する事。
特命班		議会事務局、 監査委員事務局、 会計課、 空港地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局と各部との連絡調整に関する事。 2 本部事務局の業務に関する事。

部	班	担当	事務分掌
涉外対策部	涉外班	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道関係機関への情報提供等に関する事。 2 見舞者及び視察者等への対応に関する事。 3 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関する事。 4 災害広報に関する事。 5 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事。
市民対策部	市民班	市民課 出張所 国保年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者名簿のとりまとめに関する事。 2 市役所、出張所での広報掲示に関する事。 3 被災者相談窓口の設置及び運営に関する事。 4 遺体の安置・処理・埋葬に関する事。 5 避難所の運営、人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。 6 被災市民の生活支援（入浴、洗濯等）に関する事。
	調査班	課税課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者相談窓口の支援に関する事。 2 住家の被害認定調査に関する事。 3 罹災証明書の発行に関する事。 4 災害に伴う税の減免等に関する事。 5 避難者の避難支援（搬送）に関する事。 6 人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。
福祉対策部	要配慮者班	社会福祉課 高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者の支援に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事。 3 避難所運営の総括に関する事。 4 災害救助法に基づく適用事務のとりまとめに関する事。 5 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護支援の貸付けに関する事。 6 被災者生活再建支援に関する事。 7 要配慮者の避難生活支援に関する事。
	こども班	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども園・幼稚園児童の救護及び安全避難対策に関する事。 2 応急保育（職員の子供保育を含む。）に関する事。 3 こども園・幼稚園児童の支援に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営支援に関する事。
	保健班	健康支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の設置及び運営に関する事。 2 医薬品等の確保に関する事。 3 救護班等の連絡調整に関する事。 4 病院、診療所等の把握及び傷病者の受入れ要請に関する事。 5 医療要援護者の支援に関する事。 6 被災者の健康管理及び防疫に関する事。 7 乳児、妊産婦の支援に関する事。
産業対策部	物資班	農政課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 2 救援物資の受入れに関する事。 3 被災した農業者の支援に関する事。 4 家畜の防疫に関する事。 5 治山対策に関する事。 6 農地及び農業用施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。
	帰宅困難者対策班	商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者の一時滞在及び支援に関する事。 2 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 3 民生支援物資の受領・設置・運用に関する事。 4 被災した商工業者の支援に関する事。

部	班	担当	事務分掌
建設環境対策部	土木班	土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 排水路の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 交通規制状況の把握に関すること。 5 道路障害物の除去に関すること。 6 応急土木資材の調達及び工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 7 急傾斜地の調査に関すること。
	都市整備班	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。（市営住宅、公園等） 2 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 管理施設の修繕に関すること。 6 避難者の避難支援（搬送）に関すること。
	環境保全班	環境保全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水対策に関すること。 2 ごみ処理対策に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 災害廃棄物処理対策に関すること。 5 ペットの救護対策に関すること。 6 環境汚染対策に関すること。 7 山武郡市広域水道企業団との連絡・調整に関すること。
	水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水区域内水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 給水区域内の給水活動に関すること。 3 県への応援要請に関すること。
文教対策部	教育班	教育総務課、 学校教育課、 生涯学習課、 スポーツ振興課、 さんぶの森公園管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒施設利用者の安全確保に関すること。 2 学童利用者の安全確保に関すること。 3 管理施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 6 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 7 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
消 防 団			<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警戒に関すること。 2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 3 被災者の救助に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。

津波警報等伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに発信される。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

1 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員
情報収集班設置	第1配備	<p>【警報】次の警報の1以上が山武市に発表される見込みがある場合 氾濫警報、大雨警報 洪水土砂災害警報、高潮警報、暴風警報、大雪警報 暴風雪警報</p> <p>【状況】その他、災害の発生が予想されるとき。</p>	<p>消防防災課（防災係） ※情報収集に必要な人員</p>
災害警戒本部設置	第2配備	<p>【警報】次の警報の1以上が山武市に発表され、又は、発表される見込みがある場合 氾濫警報、大雨警報 洪水土砂災害警報、高潮警報、暴風警報、大雪警報 暴風雪警報</p> <p>【気象情報】防災気象情報の警戒レベル3相当以上が山武市に発表される可能性が高い場合</p> <p>【状況】台風、大雨等の影響が見込まれ、市長が必要と認めたとき。</p> <p>【避難】自主避難受入れ</p> <p>【避難所】各地区に自主避難所を開設する場合</p>	<p>災害警戒本部員 （災害対策本部に準ずる。） 消防防災課 各課第2配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備</p>
災害対策本部設置	第3配備	<p>【気象情報】防災気象情報の警戒レベル3相当以上が山武市に発表され、次の気象情報が発表されたとき。 氾濫警報、大雨警報 洪水土砂災害警報、高潮警報、暴風警報、大雪警報 暴風雪警報</p> <p>【状況】局地災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>【避難】高齢者等避難を発令</p> <p>【避難所】各地区に避難所を開設する場合</p>	<p>災害対策本部員 消防防災課 各課等第3配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備</p>
	第4配備	<p>【気象情報】防災気象情報の警戒レベル4相当以上が山武市に発表され、たとき。次の気象情報が発表されたとき。 記録的短時間大雨情報 氾濫危険情報警報、大雨特別危険警報、土砂災害警戒情報危険警報、高潮危険警報、氾濫発生情報氾濫特別警報、大雨特別警報、土砂災害特別警報、高潮特別警報</p> <p>【状況】市内災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。</p> <p>【避難】避難指示を発令</p> <p>【避難所】避難所を12カ所以上開設する場合</p>	<p>全職員 ※災害の規模や状況により、避難所勤務等の勤務交代を各部・班で判断し、職員を参集させることなく待機させることができる。</p>

避難情報の種類及び発令基準の目安

種類	洪水	土砂災害
備考	<p>【作田川】（水位周知河川） 基準水観測所：日向 氾濫注意水位：1.60m 氾濫危険水：1.65m 氾濫開始相当水位：1.70m</p> <p>【木戸川】（水位周知河川） 基準水観測所：中台 氾濫注意水位：3.45m 氾濫危険水：3.75m 氾濫開始相当水位：4.00m</p>	/
(警戒レベル3) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 基準水位観測所の水位が作田川 1.40mm、（降雨量 20mm/1h 時の予測数値上昇 0.24mm を氾濫危険水位から除した数値）、木戸川 3.45mm（氾濫注意水位）に到達した場合で継続して降雨が予報されている場合 ◇ 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合 ◇ 今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1時間雨量 50mm 降雨情報を得た場合 ◇ 今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日（12時間）で 150mm 以上の降雨情報を得た場合 ◇ 今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1日で 250mm 以上の降雨情報を得た場合 ◇ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ◇ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ◇ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ◇ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
(警戒レベル4) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 水位観測所の水位が氾濫危険水位位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 ◇ 川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 ◇ 今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市西側の山武市隣接地域に1時間雨量 50mm 降雨情報を得た場合 ◇ 今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日（12時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ◇ 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ◇ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

	<p>で 180mm 以上の降雨情報を得た場合</p> <p>◇今後の 3 時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に 1 日で 300mm 以上の降雨情報を得た場合</p> <p>◇堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>◇警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>◇警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>◇警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>◇土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
（警戒レベル 5） 緊急安全確保	<p>◇氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <p>◇川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>◇堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>◇既に河川越水及び溢水の発生を確認できた場合</p>	<p>◇土砂災害特別警報（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>◇土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル 5 相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>◇土砂災害の発生が確認された場合</p>
解除	<p>◇氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、気象情報をもとに今後上流域での降雨がほとんどないと見込まれる場合（パトロールを行った後）</p> <p>◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合</p>	<p>◇土砂災害警戒情報が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合</p> <p>◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合</p>

【指定一般避難所】

各状況における使用区分

No.	施設名称	所在地	地震	津波	風水害		
					高潮	浸水	土砂
1	成東小学校	山武市成東 2692	○	○	○	○	○
2	大富小学校	山武市新泉ト 60	○	○	○	○	○
3	南郷小学校	山武市上横地 884-1	○	○	○	○	○
4	鳴浜小学校	山武市本須賀 1090	○	△	△	○	○
5	緑海小学校	山武市松ヶ谷口 471-1	○	△	△	○	○
6	成東中学校	山武市和田 567	○	○	○	△	△
7	成東東中学校	山武市五木田 2452-1	○	○	○	○	○
8	白幡体育館	山武市白幡 1885	○	○	○	○	○
9	成東中央公民館	山武市津辺 262-1	○	○	○	○	○
10	睦岡小学校	山武市埴谷 771	○	○	○	○	△
11	旧日向小学校	山武市雨坪 10	○	○	○	○	○
12	山武北小学校	山武市沖渡 699	○	○	○	○	○
13	旧山武西小学校	山武市大木 13	○	○	○	○	○
14	山武中学校	山武市埴谷 1855	○	○	○	○	○
15	日向小学校	山武市木原 2370	○	○	○	○	○
16	さんぶの森中央会館	山武市埴谷 1904-3	○	○	○	○	○
16	蓮沼小学校	山武市蓮沼イの 2784	○	△	○	○	○
18	旧蓮沼中学校	山武市蓮沼ハの 1036	○	△	○	○	○
19	蓮沼交流センター	山武市蓮沼ハの 4832-3	○	△	○	○	○
20	蓮沼スポーツプラザ	山武市蓮沼ハの 5402-1	○	△	○	○	○
21	松尾小学校	山武市松尾町猿尾 383	○	○	○	○	○
22	豊岡体育館・まつおこども園	山武市松尾町金尾 441	○	○	○	○	○
23	大平小学校	山武市松尾町広根 1140	○	○	○	○	○
24	山武望洋中学校	山武市松尾町松尾 112	○	○	○	○	○
25	農村環境改善センター	山武市松尾町松尾 47-3	○	○	○	○	○
26	千葉県立成東高等学校	山武市成東 3596	○	○	○	○	○
27	千葉県立松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546	○	○	○	○	○

避難所等
開設の融
通性を確
保するた
め追加

※ 指定一般避難所は、市が災害の種類、規模、避難者数により、上記の指定一般避難所の中から開設する避難所を定め、防災行政無線等で伝達する。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧（令和8年3月31日公示）

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
304	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 2	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
305	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 3	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	なし
306	山武市松尾町金尾	金尾 10	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
307	山武市松尾町金尾	金尾 11	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
308	山武市松尾町金尾	金尾 12	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
309	山武市松尾町金尾	金尾 13	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
310	山武市松尾町金尾	金尾 14	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
311	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 6	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
312	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 7	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
313	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 8	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
314	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 9	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
315	山武市富田、新泉	富田 1	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
316	山武市早船、寺崎	早船 3	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
317	山武市早船	早船 4	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
318	山武市松尾町大堤、松尾町田越	大堤 4	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
319	山武市松尾町大堤、松尾町松尾	大堤 5	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
320	山武市松尾町田越	田越 7	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
321	山武市松尾町田越	田越 8	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
322	山武市松尾町田越	田越 9	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
323	山武市松尾町八田	八田 16	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
324	山武市松尾町八田	八田 17	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
325	山武市松尾町八田	八田 18	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
326	山武市松尾町八田、松尾町猿尾	八田 19	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
327	山武市松尾町八田	八田 20	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
328	山武市松尾町八田	八田 21	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
329	山武市松尾町八田	八田 22	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
330	山武市板中新田	板中新田 2	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
331	山武市板中新田	板中新田 3	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
332	山武市松尾町蕪木	蕪木 8	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
333	山武市松尾町蕪木	蕪木 9	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
334	山武市松尾町蕪木	蕪木 10	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
335	山武市松尾町蕪木	蕪木 11	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号
336	山武市松尾町引越	引越 1	急傾斜地の崩壊	令和8年3月6日	千葉123号	千葉129号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
337	山武市松尾町小川	小川 11	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
338	山武市松尾町小川	小川 12	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
339	山武市松尾町小川	小川 13	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
340	山武市松尾町小川	小川 14	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
341	山武市松尾町小川	小川 15	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
333	山武市松尾町小川	小川 16	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
334	山武市松尾町山室	山室 13	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
335	山武市松尾町山室	山室 14	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
342	山武市松尾町山室	山室 15	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
343	山武市松尾町山室	山室 16	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	なし
344	山武市松尾町山室	山室 17	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
345	山武市松尾町富士見台、松尾町田越	富士見台 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
346	山武市松尾町松尾	松尾 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
347	山武市真行寺	真行寺 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
348	山武市松尾町谷津	谷津 5	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
349	山武市松尾町谷津	谷津 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
350	山武市松尾町谷津	谷津 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
351	山武市松尾町古和、松尾町谷津	古和 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
352	山武市中津田	中津田 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
353	山武市板川	板川 5	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
354	山武市板川	板川 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
355	山武市板川	板川 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
356	山武市板川	板川 8	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
357	山武市板川	板川 9	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
358	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 2	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
359	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
360	山武市松尾町金尾	金尾 10	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 6 日	千葉 123 号	千葉 129 号
361	山武市雨坪、森	雨坪 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
362	山武市雨坪	雨坪 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
363	山武市雨坪	雨坪 8	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
364	山武市雨坪	雨坪 9	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
365	山武市雨坪	雨坪 10	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
366	山武市雨坪	雨坪 11	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
367	山武市雨坪	雨坪 12	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
368	山武市雨坪、椎崎、森	雨坪 13	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
369	山武市下布田	下布田 4	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
370	山武市下布田	下布田 5	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	なし
371	山武市下布田	下布田 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
372	山武市下布田	下布田 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
373	山武市森	森 25	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
374	山武市森	森 26	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
375	山武市森	森 27	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
376	山武市森	森 28	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
377	山武市森	森 29	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
378	山武市森	森 30	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
379	山武市森	森 31	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
390	山武市森	森 32	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
391	山武市森	森 33	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
392	山武市森	森 34	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
393	山武市森	森 35	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
394	山武市森	森 36	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
395	山武市森	森 37	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
396	山武市森	森 38	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
397	山武市森	森 39	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
398	山武市森	森 40	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
399	山武市森	森 41	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
400	山武市森	森 42	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
401	山武市森	森 43	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
402	山武市森	森 44	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
403	山武市森	森 45	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
404	山武市森	森 46	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
405	山武市森	森 47	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
406	山武市森	森 48	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
407	山武市森	森 49	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
408	山武市森	森 50	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
409	山武市成東	成東 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
410	山武市成東	成東 8	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
412	山武市成東	成東 9	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
413	山武市成東	成東 10	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
414	山武市椎崎、矢部	椎崎 9	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
415	山武市椎崎	椎崎 10	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
416	山武市椎崎	椎崎 11	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
417	山武市椎崎	椎崎 12	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
418	山武市椎崎、日向台	椎崎 13	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
419	山武市椎崎	椎崎 14	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
420	山武市椎崎	椎崎 15	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
421	山武市椎崎	椎崎 16	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
422	山武市椎崎	椎崎 17	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
423	山武市椎崎	椎崎 18	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
424	山武市椎崎	椎崎 19	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
425	山武市椎崎	椎崎 20	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
426	山武市椎崎	椎崎 21	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
427	山武市椎崎	椎崎 22	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
428	山武市椎崎	椎崎 23	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
429	山武市湯坂	湯坂 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
430	山武市湯坂、森	湯坂 7	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
431	山武市湯坂	湯坂 8	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
432	山武市湯坂	湯坂 9	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
423	山武市日向台、椎崎	日向台 1	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
434	山武市日向台、椎崎	日向台 2	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	なし
435	山武市姫島、成東、東金市家之子	姫島 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
436	山武市武勝	武勝 1	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
437	山武市武勝	武勝 2	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
438	山武市武勝	武勝 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
439	山武市武勝	武勝 4	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
440	山武市武勝	武勝 5	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
441	山武市武勝	武勝 6	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
442	山武市木原	木原 23	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
443	山武市木原	木原 24	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
444	山武市木原	木原 25	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
445	山武市木原	木原 26	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
446	山武市木原	木原 27	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
447	山武市木原	木原 28	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
448	山武市木原	木原 29	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
449	山武市木原	木原 30	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
450	山武市木原	木原 31	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
451	山武市木原	木原 32	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
452	山武市木原	木原 33	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
453	山武市木原	木原 34	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
454	山武市木原	木原 35	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
455	山武市木原	木原 36	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
456	山武市木原	木原 37	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
457	山武市木原	木原 38	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
458	山武市木原	木原 39	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
459	山武市木原	木原 40	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
460	山武市木原	木原 41	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
461	山武市矢部、板附	矢部 1	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
462	山武市矢部	矢部 2	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
463	山武市植草	植草 3	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号
464	山武市植草	植草 4	急傾斜地の崩壊	令和 8 年 3 月 31 日	千葉 190 号	千葉 214 号